

毎年10月1日は「浄化槽の日」

この「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して制定されました。

合併処理浄化槽はトイレの水洗いで快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水を川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。

平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置がすすんでいます。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないといと、本来の機能を十分に発揮することができません。

合併処理浄化槽の普及促進を図り、**保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましよう。**

☆保守点検は定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託

することをすすめます。

☆清掃は年1回以上の実施が義務付けられています。市町村長の許可を受けた業者に頼みましょう。

☆法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

◆指定検査機関

高知県環境検査センター

☎088-860-2400

○お問い合わせ

本庁 住民課衛生施設整備係

☎43-2800(直通)

就業構造基本調査2015

10月1日を基準日として「就業構造基本調査」が実施されます。

この調査は5年に一度、15歳以上の方を対象に実施される調査で、国民の就業・不就業の状態を明らかにし、雇用政策や経済政策などの基礎資料を得ることを目的としています。

黒潮町では、「会所」「明神」「佐賀橋川」「荷稻」「町」「万行」「下田の口」「口湊川」「伊田」「浮鞭」の

10地区が対象となっています。

調査は左記の流れで行われます。

①調査員が準備調査のため8月下旬から対象地区に調査に入る。

②調査対象となった家庭には役場から「依頼はがき」が届く。

③調査員が調査対象となった家庭に調査票を配布する。

④調査票に記入する。

⑤調査員が調査票の収集に伺う。調査員は「調査員証」を携帯しており、調査の際には提示が義務付けられています。

また、調査における秘密の保護については「統計法」により厳しく定められており、記入した内容が他に漏れたり、使用されたりすることは決してありません。

同時に、本調査に回答することは国民の「義務」であり、「個人情報保護法」によって免除されるものではありません。とはいえ、記入される方の協力なしには正確な調査ができませんので、調査員が調査に来た際には、ご理解とご協力をお願いします。

○お問い合わせ

本庁 総務課企画振興係

☎43-2177(直通)

来年の県民手帳 予約受付中!! ~申し込みはお早めに~

高知県統計協会発行の「2013年版県民手帳」は、暮らしやビジネスに活用できるよう、見やすく・分かりやすく、最新の情報を掲載しています。購入を希望される方は下記へお申し込みください。

- ◆内容 行政区画図、ダイアリー(行事予定表・日記)、資料(県内主要統計表・官庁関係資料・暮らしの各種資料)、住所録、東京・大阪地下鉄路線図、他
- ◆価格 ポケット版(9×14.5cm) 500円
デスク伴(13×21cm) 750円
- ◆申込期限 9月28日(金) 午後5時15分
- ◆お申し込み 本庁 総務課 企画振興係 ☎43-2177(直通)

カバーの色: 紺

